

ウルストンクラフトのフェミニズム —理性・徳・知識における平等—

梅垣千尋

〔キーワード〕 メアリ・ウルストンクラフト、フェミニズム、理性、徳、知識

はじめに——ウルストンクラフトと「リベラル・フェミニズム」

メアリ・ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft, 1759-1797) は、1792年に『女性の権利の擁護 (A Vindication of the Rights of Woman)』という書物を著したことで、「近代フェミニズムの母」、「ブリテン最初のフェミニスト」などと呼ばれる。また、おそらくその題名が与える印象も手伝ってか、『女性の権利の擁護』は、古典的なリベラル・フェミニズムの書物とみなされることも多い。

たしかに『女性の権利の擁護』には、教育における男女平等、女性の政治的 대표権、女性の経済的自立、既婚女性の法的人格の要求など、制度的な面から男女平等の実現をはかろうとする主張が散りばめられており、もし「リベラル・フェミニズム」を、もっぱら女性の社会進出やそのための法的・制度的改革を求める主張として理解するなら、その基本的な要素は、この書物のなかに容易に見いだすことができる。

また、一方でリベラル・フェミニズムは、現代のラディカル・フェミニズムからの指摘にみられるように、たんなる形式的平等の要求にすぎず、私的領域における女性の抑圧といった、より根源的な問題に向き合わないという批判を受けることがあるが、そうした性格を『女性の権利の擁護』に認めることも、あながち不可能ではない。ウルストンクラフトが亡くなる間際にかけて書いていた未完の小説『女性の虐待 (Maria: or, The Wrongs of Woman)』では、夫婦間の暴力の問題が正面から扱われているものの、『女性の権利の擁護』では、家族そのものが女性にとって抑圧的にはたらくという主張が明確に示されているわけではなく、むしろ家事や育児を放棄する「怠惰」な上流階級や中産階級の女性たちへの手厳しい非難のほうが目立つからである。実のところ、こうした同時代の女性にたいしてウルストンクラフトが浴びせる辛辣な言葉からは、「女性同士の連帯」といったメッセージを汲み取ることも難しく、この書物を「男性になりたがる」女性の主張として片づける読者がいたとしても、やむをえない面があるかもしれない。

しかし、「リベラル・フェミニズム」という現代の枠組みをあらかじめ用意して、それに適合しそうな部分だけを切り取ってウルストンクラフトの思想を理解する方法は、思想史研究のもつ可能性をみずから狭めるものでしかないだろう。そこで本論文では、いったん「リベラル・フェミニズム」というカテゴリーを脇に置いた上で、『女性の権利の擁護』で展開されたウルストンクラフトのフェミニズムを、その独自の論理に沿って理解することを試みたい。

1. 『女性の権利の擁護』における「根本的な原理」

とはいえ、『女性の権利の擁護』は、現代の私たちにとって、かならずしもその論理を追いやすい書物ではない。この書物についてはこれまでも、論理的な整理が不十分で、脱線や繰り返しが多く、首尾一貫性や体系性に欠けている、といった多くの研究者の指摘がある¹⁾。

このような書き方になった原因は、ひとつには、その出版にいたる経緯にある。全13章からなる『女性の権利の擁護』は、1791年9月に革命下フランスの憲法制定国民議会に提出された「公教育にかんする報告（タレイラン報告）」を読んだウルストンクラフトが、男女の扱いを不当に区別したその内容に義憤を抱き²⁾、3ヶ月ほどで一氣に書き上げた作品である。勢いにまかせて書き進めた上に、終盤では出版社からの催促を受けて、原稿がすべて書き上がる前にその一部が印刷所にまわされてしまったため、全体の構成を見直す余裕がなく、脱稿前にはウルストンクラフト自身がその出来に不満をもらすほどであった³⁾。

おそらくそれ以上に原因として大きかったのは、ウルストンクラフトが十分な教育機会に恵まれない女性であったことだろう。18世紀後半のイギリスには、「ブルーストッキングズ」と呼ばれる学芸に秀でた上流階級の女性たちや、共和主義の立場から歴史や政治を論じたキャサリン・マコーリらの存在があったが、彼女たちとは異なり、ウルストンクラフトは没落中産階級の出身で、20代半ばに非国教徒のリチャード・プライスと知り合うまで、自身の思考を落着いて深められる環境にはなかった。やがて依頼された書評の仕事により、彼女の読書量は飛躍的に増加していくが、その知識の習得スタイルは、依然として独学のそれであったといつてよい。

こうした教育経験の結果として、32歳のときに書かれた『女性の権利の擁護』には、自然権思想、共和主義の伝統、完全可能性の思想、プラトン主義的なキリスト教信仰、スコットランド啓蒙の文明論など、異なる系譜に属する複数の思想的要素が混在することになる。さまざまな思想的潮流を独自の解釈で取り込んでいるため、ウルストンクラフトが用いている語彙そのものをそれぞれの文脈で正確に把握することも難しく、たとえば「権利」という言葉にしても、彼女が共和主義と自然法の伝統の両者をどのように調停して概念化しているのか、といった詳細な検討は、最近の研究ではじまったばかりといえる⁴⁾。

このような書かれ方の特徴をもつ『女性の権利の擁護』の全体像を、限られた紙幅のなかで要約することは容易ではないが、本論文ではひとまず、この書物でウルストンクラフトが論じたフェミニズムの特徴を、彼女自身が述べるところの「根本的な原理」に沿って明らかにしてみたい⁵⁾。第1章の冒頭でウルストンクラフトは、「現在のよな社会の状態では、もっとも単純な真理を求めて根本的な原理（first principles）に立ち返ることが必要」だとして、次のような問答を展開している。

どの点で、人間は獣よりも優れているのか？ その答えは、半分は全体より小さいということと同じように明白である。すなわち、理性をもつという点で。

何を身につけると、人は他人よりも優れたものになるのか？ それは徳だ、と私たちは

自然に考える。

何のために、人間には情念があるのか？ それと闘うことによって、人間は獣には許されないかなりの知識を得るかもしれないからだ、と経験はささやく。

したがって、私たちがどこまで本性を完全なものにし幸福を手にすることができるのかは、理性と徳と知識の程度によって測られなければならない。理性と徳と知識こそが、個人を卓越させるものであり、社会を束ねる諸法則を教えるものである。⁶⁾

ウルストンクラフト自身がまとめているように、彼女の考える「根本的な原理」とは、人間本性の卓越性や、社会を束ねる諸法則を決めるのは、「理性と徳と知識 (reason, virtue, and knowledge)」の程度にほかならない、ということである。この書物全体を読むと、第1章で示されたこの「原理」が、その後の議論でどれほど意識的に踏まえられているのかは、実際のところあまり定かでない。とはいえ、少なくとも執筆開始当初のウルストンクラフトが、「理性」「徳」「知識」という三つの概念に特別な意味を与えていたことは間違いない。そこで以下では、この三つの概念のそれぞれを軸として、ウルストンクラフトが考えた男女平等構想の内容を吟味していくことにしよう。

2. 理性における平等——その宗教的含意

先の問答でウルストンクラフトが示していたとおり、理性とは、獣ではなく人間だけがもつ能力である。その引用のすぐあとで、彼女は、「理性をはたらかせることによって、徳と知識がおのずとゆたかになることも、同じように否定できない」と述べており⁷⁾、三つの概念のなかで、理性はもっとも基底的な位置を占めているといっていよい。

『女性の権利の擁護』のなかで、ウルストンクラフトが繰り返し嘆いているのは、同時代の大部分の女性がみずからの理性をはたらかせることをやめ、男性の理性にすっかり依存しているという現状であった。ウルストンクラフトによれば、その原因は、もっぱら男性にとって魅力的な存在になるよう女性を方向づける世の通説にある。たとえば、「男性は理性をはたらかせるためにつくられ、女性は感じるためにつくられた」といった男女の対比的な性格を賛美する言説や⁸⁾、女性が男性に気に入られるためには、ひとりで歩行できない子どものようにあどけなく弱々しい存在であるべきだ、といった言説がそれである⁹⁾。しかし、こうして男性を魅惑する容姿や振る舞いばかりを身につけた女性は、いざ結婚して家庭内の義務を負う立場になると、子どもの教育をはじめとして、適切な判断力にもとづく十分なケアを家族に与えることさえできない¹⁰⁾。したがって、若い時期だけに特化した恋愛という観点ではなく、より大きなスケールで女性の果たすべき役割を考える必要がある、そう考えた場合には、やはり女性も男性と同じ人間として、自分自身の理性を行使しなければならない¹¹⁾、というのがウルストンクラフトの基本的な主張である。

この主張を踏まえた上で、ウルストンクラフトが考える「理性」の中身をもう少し具体的に検討してみると、そこには「合理主義」という言葉でイメージされがちな人間の知的能力への

絶対的な信頼というより、むしろ人間に謙虚さを求める宗教的な含意があることに気づかされる¹²⁾。ウルストンクラフトによれば、理性とは、神がみずからの属性を理解させて神の計画を実現するために、人間だけに与えた知性のことであり、理性という能力がそなわっているからこそ、人間は神と通じ合い、わずかにでも神と同じ性質を身につけることができるという。このような理性のとらえ方は、イギリス哲学史のなかではケンブリッジ・プラトニストたちのそれに近いかもしれない¹³⁾。実際、『女性の権利の擁護』を書いていたころのウルストンクラフトが、理性的非国教徒のリーダー的存在であったリチャード・プライスから思想的に強い影響を受けていたことは、数多くの研究者が指摘しているところである¹⁴⁾。

こうした「理性」に重きを置く宗教思想を背景にしつつ、ウルストンクラフトは、この理性が女性にもたらす可能性を、最大限に広げて考えようとする。つまり、女性は自分の理性に従って神の意図に力を合わせることによってのみ、現世のあらゆるものから独立し、自由になることができるのであり、またそうすることではじめて、神の約束する「不滅の魂」を、死後に手にすることができる¹⁵⁾。だからこそ、「女性はこうあるべき」といった周囲の言説に左右されて、女性が神ではなく男性の理性に従っている状態、すなわち、理性をはたらかせることで直接的につながるはずの女性と神のあいだに、男性が割り込んでいる状態は、宗教的な意味で、女性がみずからの人生をまっとうすることを阻むもののなのである。

だが、たとえウルストンクラフト自身が独自の信仰によって、このように理性の声に従うことができたとしても¹⁶⁾、ほかの女性に同じことが可能かどうかは、また別の問題である。ウルストンクラフトは、習慣的作用によって道徳を身につけることができるとする立場から、基本的には教育の力を重視しているが、個々人の理性の鍛え方については、依然として議論全体が観念的なままである。しかし、それでもウルストンクラフトは驚くほど楽観的に、人間の理性は、あらかじめ神の完全性に向かってつねに改善を追求するよう性格づけられているのだから、女性はやがて自分の理性をわずかにでも使うようになり、最終的には神の理性に従うことになるはずだと考える¹⁷⁾。ウルストンクラフトによれば、この世には神がそれを生み出そうと意図しなかったような「悪」は存在しないのであって、「毒薬」にその「解毒剤」が含まれているように、現在の「悪」でさえ、未来の「善」をもたらすために神が用意したものとみなすべきである¹⁸⁾。このように考えれば、当時の女性たちの置かれた嘆かわしい状態も、どのような契機によるのかは人知によっては推し量りえないにせよ、「完璧に賢明」な神の意志によって、いつかは解消されるはずなのである¹⁹⁾。

ウルストンクラフトは1788年に書かれた別の著作『娘たちの教育についての考え』で、人間が神の存在のあり方をすべて理解できるかのようにその意図を語るのは不遜だとして、当時流行していた理神論を批判していた²⁰⁾。神の叡智にすべてをゆだねようとするこのような態度は、物事にたいする懐疑の姿勢をみずから手放すという意味では、「思考停止」の状態といつてよく、ヴォルテールが批判したライプニッツの弁神論に逆戻りするかの印象を与えるかもしれない。実際、『女性の権利の擁護』には、「誤りが有益なのは、ほかの誤りを防ぐためである」という『弁神論』からの引用があり²¹⁾、彼女がライプニッツの基本的発想に共鳴していたことは間違いなさそうである。

しかし、どれほど思想史的に「後ろ向き」なものに位置づけられようとも、こうして人間の理性の先に神をみる宗教的なヴィジョンは、ウルストンクラフトが独自のフェミニズムをかたちづくるのに必要不可欠なものだった。彼女は、理性の声から遠ざかる同時代の女性たちを強く批判し、その厳しさは現代の研究者から「女性嫌悪」を指摘されるほどであるが²²⁾、それでも「情状酌量の余地 (extenuation)」を語って女性に寛容であろうとし²³⁾、遠い先にある女性の未来に期待をかけた。そうすることができたのは、神という超越的な存在を想定し、より長期的なスパンで物事が「改善する」という大きなストーリーを心に描いていたからだろう。

こうした歴史的な進歩の動きをウルストンクラフトに確信させたのは、もちろんフランス革命である。ウルストンクラフトはタレイランへの献辞のなかで、「理性が女性の権利の尊重を要求していることが、また理性が人類の半分である女性のための正義を強く要請していることが十分に証明されるなら、あなたがたの憲法が改正されるそのときに、女性の権利は尊重されることでしょう」と述べている²⁴⁾。ここで「女性の権利の尊重」を要求したり、「女性のための正義」を要請したりする主体が、人間ではなく、あくまでも抽象的な「理性」とされていることの意味は、これまでの議論から明らかだろう。ウルストンクラフトにとって、「女性の権利」を求めているのは、理性という神の意志にほかならず、フランス革命とは、まさに人間がみずからの内に宿った神の理性に従って行動することができる時代の幕開けを告げるものであった²⁵⁾。

3. 徳における平等——公と私の関係

次に「徳」という概念に移ろう。すでに述べたように、ウルストンクラフトは、「理性と徳と知識」という三つの概念のなかで、理性がもっとも基本的な役割を果たすと考えていた。それにたいして徳は、理性の行使の度合いによっておのずと獲得されるものとして位置づけられている。ウルストンクラフトの言葉を使えば、「環境が能力にどのような効果を及ぼそうとも、あらゆる人間はその理性をはたらかせることによって、徳をそなえることができる」という²⁶⁾。

こうした因果関係をベースにすれば、前節でみたように、理性には男女の区別がないのだから、それと同じく、徳についてもそこに性別の違いが持ち込まれる根拠はないことになる²⁷⁾。ウルストンクラフトによれば、従来、男性には不屈の精神や勇気といった徳をもつことが促されてきたのにたいし、女性には優美さや柔和さといった徳が求められてきた。しかし、人間が身につけるべき徳には、唯一永遠の基準しか存在しないのであって、男女のあいだで基準が異なるような相対的な徳は、すでに徳という名には値しない²⁸⁾。序論でウルストンクラフトは、女性が「男性的な徳 (manly virtues)」を模倣することにたいする周囲の懸念の声に触れながら、あえて挑発的に、もしその「男性的な徳」が人間性を高貴にするものであるのなら、「女性が日一日とより男性的 (masculine) になるように願う」と明言している²⁹⁾。徳には絶対的な基準しかないのだから、女性が男性と同じ性質の人間性を追求することは、懸念されるどころか、むしろ推奨されるべきだというのである。

とはいえ、こうした主張を踏まえた上で、ウルストンクラフトがどのような内容の「徳」を男女ともに身につけるべきだと考えていたのかを探っていくと、『女性の権利の擁護』には、やや議論の錯綜がみられるところがある。それは、彼女が「徳」という言葉で指している内容が、かなり幅広いことによる³⁰⁾。私が読み込んだかぎり、かならずしもはっきりと区分されているわけではないものの、そこには大きく分けて、二つの「徳」概念があるように思われる。ひとつは、人間として最低限そなえておくべき性質であり、二つ目は、人間がその人生をかけて追求すべき究極的な目標である。

一つ目の「徳」についていえば、男女の双方に求められる共通の徳として、ウルストンクラフトが提唱しているのが、「慎み (modesty)」である。慎みとは、ウルストンクラフトの表現によれば、「思慮から生まれるデリカシー」、あるいは「成熟した人間の奥ゆかしい静かな徳」であって³¹⁾、それは、感受性や情念に駆り立てられた野獣のような欲望の表出の対極に位置している。一般に、女性は貞節を守り、男性よりも慎み深い存在とされているため、「女性は男性にたいし、女性の慎みに敬意を払うだけでなく、男性自身も慎みを身につけるよう教え」なければならない、とウルストンクラフトは述べている³²⁾。これは、慎みを「女性的な徳」とみなして、それを男性に広げるという主張のようにも聞こえるかもしれない。しかし、ウルストンクラフトはその一方で、現状の女性にみられる慎みは、多くの場合、世間体を気にした表面的なものでしかないとも指摘しており³³⁾、従来の「女性的な徳」をそのまま肯定しているわけでもない。「慎み」とは、あくまでもジェンダーとは関係なく定義されるべきものであり、ウルストンクラフトの議論を要約すると、知性をはたらかせて自己の感情を抑制し、交際において相手の人間性を尊重した態度をとることこそが、男女いずれにも求められる「慎み」なのだという³⁴⁾。

こうしてウルストンクラフトが男女ともに慎みという徳を求めるのは、現状の女性が若いころから教育や環境をつうじて男性の性的なまなごしを否応なく意識させられ、その結果、つねに自分の行動の目的を、男性の欲望を満たすことに見いだしているからである³⁵⁾。そうした性的な関係性に絡め取られると、女性は、「男性の勝手に気まぐれな感情」に左右される存在でしかなくなってしまう³⁶⁾。ウルストンクラフトが問題視したのは、このように、女性が男性にとって魅力的とされる女性像をみずから内面化し、快楽をめぐる男性との共犯関係のなかに巻き込まれていくことだった³⁷⁾。彼女が恋愛や結婚について語る際、それを動物的な欲望にもとづくものでなく、尊敬の念に根差した真面目な愛情、つまり友情にもとづくものであるべきだと論じるのは、このような性的快楽への耽溺が、少なくとも女性にとって破滅的な結果を及ぼすと考えからにはほかならない³⁸⁾。

とはいえ、慎みという徳は、男性の欲望を内面化する危険から女性を救い出すために必要ではあるものの、それゆえに防御的な意味合いが強く、卓越性をもたらし徳としては、いささか消極的な性格を帯びざるをえない。ウルストンクラフト自身もけっして慎みという徳だけに満足しているわけではなく、条件さえ整うのであれば、女性は男性と同じように、さらに積極的な徳を身につけるべきだと考えている。この次いで彼女が語っているのが、すでに述べた第二の「徳」、つまり究極的な目標としての徳である³⁹⁾。

ウルストンクラフトが考える積極的な徳とは、端的にいえば、公共善にたいする貢献のことである。『女性の権利の擁護』に、フランス革命のさなかに提出されたタレイラン報告への批判という意図があったことは、1節で触れたとおりだが、ウルストンクラフトがその報告のなかでもっとも深く失望したのは、女性の政治参加が明確に否定されたという点だった。タレイランへの献辞のなかで、ウルストンクラフトは、女性が「純粋な愛国心」をもって、子どもをはじめとする同胞市民の道徳を向上させることができると述べ、女性の政治的権利を主張する⁴⁰⁾。しかし、こうして公共善への貢献という意味での徳を女性がもちうることを示唆しつつも、別のところでウルストンクラフトは、同時に「女性が男性から独立しないうちは、徳を求めてもむなし」とも述べている⁴¹⁾。『女性の権利の擁護』のなかで、実際にはほとんど女性の政治参加のあり方について踏み込んだ考察がおこなわれていないのは、まず前提条件として、男性との依存関係から解放されなければ、女性には徳の追求ができないとウルストンクラフトが考えていたためだろう。

徳の獲得において、個人の自由や独立を重んじるこうした立場は、ヨーロッパで長い伝統をもつ共和主義のパラダイムを引き継いだものといえてよい⁴²⁾。能動的に政治に参加する平等な市民からなる共和国を理想とするこの思想的潮流は、依存関係から生まれる奴隷精神や媚びへつらいを、徳の基盤を掘り崩すものとして忌避した。「自由でない人間がどうして有徳でありえようか？」⁴³⁾ この問いにみられるように、ウルストンクラフトにとって、明らかに「自由」と「独立」は、徳が養われるための条件とされている。ウルストンクラフトは、こうした共和主義の枠組みをさらに引きのばして、私的領域における男女の関係へと当てはめていく。

奴隷制とのアナロジーを用いながら、ウルストンクラフトが何度も強調するのは、女性が奴隷のように男性に服従している状態は、支配する側とされる側の両者を墮落させるということである⁴⁴⁾。ウルストンクラフトによれば、女性は「合法的な権利 (legitimate rights)」として自由や独立を享受することが許されないと、奪われた権力の一部を取り戻すため、ひそかに策略をくわだて身近な男性に取り入ろうとする。それはある意味での「復讐」であり、あらゆる策を講じてこの「非合法的な特権 (illicit privileges)」を得ようとする女性は、「公共善 (public good)」のことなどみじんも考えず、「ずるく、卑しく、利己的」になるほかない⁴⁵⁾。そして、日常的にそのような女性の「不正義 (injustice)」に接していると、やがて男性の側も、幅広い見地に立った公正な判断を下すことができなくなり、この獅子身中の虫によってみずからの徳を蝕まれることになる⁴⁶⁾。支配と従属の関係が、男女の双方を墮落させるとウルストンクラフトが論じるゆえんである。

このように、私的領域における男女の関係に注目して徳の問題を考えるウルストンクラフトの議論は、じつにシンプルに、自由と独立によって涵養される個人の徳を、そのまま社会全体の公共善の実現と直結させてとらえる点にその特徴があるといえる。つまり、主従関係をはらんだ依存状態のもとに置かれているのであれ、あるいは教育や社会制度の支えによって個々人の自由と独立が確保されているのであれ、人間にとって身近な家庭という私的領域のなかで、男女それぞれがどの程度の徳をそなえられているのかが、彼らの生きる政体全体の健全性を決めるということである。

ここで、たとえばマンデヴィルの「私悪すなわち公益」というパラドキシカルな議論などを想起すれば、ウルストンクラフトの議論における「公」と「私」の関連づけ方は、あまりにナイーヴすぎるという印象を与えるかもしれない。しかし、ウルストンクラフト自身の表現を用いれば、「個人の徳 (private virtue)」とは、「公共の自由と普遍的な幸福を保証する唯一のもの (the only security of public freedom and universal happiness)」であり、「公共の幸福を固めるもの (the cement of public happiness)」であるという⁴⁷⁾。たしかに、女性が男性に依存して自由と独立を享受できず、それゆえ個人としての徳を養うことができない状態が続けば、やがて男女はともに堕落し、社会全体が腐敗するというのだから、それはもはや女性だけの個人的な問題ではありえない。こうして、些末なものと思われがちな私的領域における男女の依存関係という問題に、社会全体の帰趨を左右するほどの重要性を与えた点に、ウルストンクラフトのフェミニズムのストレートな突破力を認めることができるだろう。

4. 知識における平等——逆境での闘い

最後に「知識」について考えよう。ウルストンクラフトの議論によれば、知識とは、理性を鍛えることで得られるものである。また、徳が知識にもとづいたものでなければならぬと述べられているように⁴⁸⁾、知識は、徳を生むための条件とされている。そして、「男女の徳だけでなく知識もまた、たとえ程度においては違っていても、本来同じ性質のものであるべきである」⁴⁹⁾。この言明のとおり、もちろんウルストンクラフトは、理性と徳だけでなく、知識にも男女の区別をもうけるべきではないと考えている。『女性の権利の擁護』の後半で展開される男女共学による国民教育の計画案は、この原則をウルストンクラフトなりに具体化させたものであった⁵⁰⁾。

とはいえ、現実の女子教育がその原則から大きく隔たっていることもまた、ウルストンクラフトはよく知っていた。ウルストンクラフトのみるところ、若い女性は、男性に好まれるためのわずかな知識や、たしなみにかかわる表面的な知識があれば十分で、もし容姿が美しければ、それさえも必要ないと言われて育てられている⁵¹⁾。読書をするにしても、女性はセンチメンタルな小説を好む傾向があるため、浅薄な知識を得るだけで満足してしまう⁵²⁾。あるいは、もし書物をつうじて本格的な学問に触れたいと思う女性がいたとしても、たとえば雄蕊や雌蕊といった生殖にかかわる事柄を扱う植物学のように、女性にふさわしくない内容だと判断されれば、その知識にアクセスすることさえ阻まれる⁵³⁾。

だが、こうして女性をとりまく知的環境の貧しさを指摘する一方で、そもそも「知識」とは、周囲からお膳立てしてもらうのではなく、究極的には独力で勝ち取るべきものだというのが、ウルストンクラフトの偽らざる実感であったにちがいない。1節で引用した『女性の権利の擁護』第1章の冒頭の間答で述べられていたように、彼女は「知識」を、情念との「闘い (struggling)」によって獲得されるものととらえていた。知識を得ることで徳が養われる、とウルストンクラフトが論じていたことはすでに指摘したとおりだが、彼女の議論には、徳がなければ真の知識は身につかないという理解も同時にみられ、その意味で、知識と徳は、相互に

作用し合うものと考えられていたとみたほうがよいかもしれない。

いずれにせよ、このようにウルストンクラフトが「知識」にたいしてきわめて高い要求水準を示していたことは、その具体的中身を見ると、より明らかになる。ウルストンクラフトは、女性に知性が否定された原因について論じた箇所、真に知識という名前に値するのは、「概念を一般化する力 (the power of generalizing ideas)、個々の観察から全体としての結論を引き出す力」だけであると述べている。その説明の語彙からして、ここにはジョン・ロックにはじまる経験論哲学からの影響がありそうだが、重要なのは、ウルストンクラフトがこのような知的な能力を、男女を問わず、かなり限られた人びとにしか発揮できないものとして想定していたことである。彼女はここで、こうした能力が女性の性格と相容れないという著述家たちの主張に強く抗議しながら、このような意味での知識が、男性のあいだでさえたやすくみられるものではないことを認めてもいる⁵⁴⁾。

こうした高い水準の知識に到達するために、ウルストンクラフトが重要な意味を見いだしていたと考えられるのが、「逆境 (adversity)」である。彼女はすでに1788年の『娘たちの教育についての考え』のなかで、「逆境とは幸いにも、私たちに思考を強いるためにもたらされる」と書いていた⁵⁵⁾。「逆境」にあるとは、つまり、ある厳しい状況に、当事者として投げ込まれているということである。そのこと自体は、苦しみをともなうという意味で、「幸い」とは程遠いように思われる。しかし、ウルストンクラフトは『女性の権利の擁護』でも同様に、この「逆境」を、思考を強いることで人間の精神を啓き、鍛えるものとして、肯定的にとらえ返している⁵⁶⁾。そして、「どんなものであれ、知識が労苦と悲しみ (labour and sorrow) なしに得られるとは思えない」⁵⁷⁾ という言明からは、こうした逆境のなかでこそ、十全に知識が獲得されるという確信を読み取ることができる。要するに、人間としてより苦しい状況でものを考えれば考えるほど、深い知識を身につけられるということである。失望を味わった者には、自分自身の能力を用いて神についての知識を得るという「恵み」が神から与えられる、という別の箇所での彼女の言葉は⁵⁸⁾、そのひとつの宗教的表現と受け取ってよいだろう。

このように知識を獲得する上で、苦難をともなう厳しい状況に身を置くことに独自の意味を見いだす姿勢には、女性としての自身の思想的営みにたいするウルストンクラフトの矜持を認めることができるかもしれない。『女性の権利の擁護』のなかで、彼女はしばしば、自分自身が見聞きしてきたさまざまな女性にたいする非難や冷笑を思い起こし、その理不尽さにたいして怒りをあらわにしている。そもそも女性はひどい教育しか受けていないのに、「丸暗記したせりふを繰り返すだけだ」と男性に笑われるといった例や⁵⁹⁾、子育てのなかで合理的な健康管理の方法をとろうとした女性が、新しい科学的知識に依拠しているというだけで、厳しい非難にさらされたといった例がそれである⁶⁰⁾。ウルストンクラフトはこうした実例をあげる際、第三者として対象から一定の距離をとっているようにもみえるが、そこで示される怒りには、もちろん自身が女性として味わった辛酸にたいする不正義の感覚が重ねられていると考えるべきだろう。女性の経済的独立の必要性を論じた箇所、ウルストンクラフトはあくまでも一般論として、女性が生活費を稼ぐという「もっとも賞賛すべき試み」が、それによってほとんど売春婦に近い水準にまで転落したかのように蔑まれることにたいして抗議している⁶¹⁾。この文章

のなかに、没落していく自身の実家を支えるために、ガヴァネスの仕事や私塾経営を余儀なくされた彼女自身の経験を読み取ることは、けっして難しいことではない。

実際、『女性の権利の擁護』のなかで、ルソーをはじめ、ミルトン、ポープ、スウィフト、スミス、バークといった名だたる男性知識人たちの女性論を、ウルストンクラフトが容赦なく批判することができたのは⁶²⁾、彼女が自身の思考の核心に、彼らのそれを凌ぐ真正さを見いだしていたからだろう。端的にいえば、その核心部分にあったのは、男性思想家たちがけっして身をもって経験することのない女性にたいする不当な扱いを、当事者として、あるいは身近な現場で見知ってきたという自負心、つまり、女性として投げ込まれてきた逆境のなかから引きだされた、語るべき者としての正当性の感覚であったように思われる。すでに長い時間をかけて、もっぱら男性によってつくられた知の体系のなかで、たしかに女性は教育上さまざまな不利な状態におかれ、知の主体としての地位を獲得することができずにいる。しかし、少なくとも女性のことが問題にされているかぎり、当事者としての経験を梃子にして引き出された議論にこそ、はるかに「知識」としての重みがある。ウルストンクラフトが『女性の権利の擁護』で到達したのは、このように、女性であるがゆえに強いられてきた「逆境での闘い」を、みずからの知識人としての強みととらえる発想だったのではないだろうか。

おわりに——現代フェミニズムへの示唆

ここまでの議論をまとめるかたちで、ウルストンクラフトの主張から現代の私たちがどのような示唆を汲み取ることができるのかについて、最後に考えてみたい。

まず「理性」にかんする彼女の議論は、男女の不平等が解消される過程を、時間的に長いスパンでとらえることの大切さを教えてくれる。ウルストンクラフトは同時代の女性たちが置かれた状態に深く失望しながらも、独自の宗教観とフランス革命という大変化を背景にして、女性たちの未来をきわめて楽観的にとらえることができた。たしかに、「不滅の魂」といった宗教的説明にも、またフランス革命のような根底からの社会変革にもリアリティを感じづらい現代の私たちからすれば、こうした進歩史観を、フィクションにすぎないと片づけたくなるかもしれない。しかし、とくに運動という側面からみた場合、女性を取り巻く環境を変えていく際の推進力となるのは、女性にたいするアンフェアな扱いを自分たちは受け入れてしまったが、これからの世代にはもう同じ経験をさせたくない、といった、個人を超えた連続的な進歩の発想ではないだろうか。そうした大きな物語がなければ、フェミニズムは個人の利益追求のための思想として矮小化され、さまざまに異なる立場にある女性をつなぐ思想として、実践的な力をもちえないだろう。

次の「徳」についてのウルストンクラフトの議論も、現代の私たちからすれば、かなり縁遠いものにみえるかもしれないが、そこからは、よりミクロな視点から個人としての女性の内面的な独立が成り立つ条件や、それが成り立つことで生まれるマクロな結果についての示唆を得ることができる。私的領域のなかでカップルとなった男女が相互に依存しているのか、自立しているのか、また、その問題がどのように公的な社会全体の問題とかかわるのか、といった問

いは、個人の主観的な経験があまりにも多様化し、社会を構成する原理があまりにも複雑化した現代には、なかなか正面から発せられることがないものである。そのような現代の私たちにとって、私的領域内の関係をめぐる問題を、ダイレクトに公的な社会全体に反映するものにとらえるウルストンクラフトの議論は、思いがけないほどシンプルなものに映る。「公」と「私」の関係を有機的にとらえる点で、それは「リベラリズム以前」の発想といってもよいかもしれない。しかしだからこそ、そこには「個人的なことは政治的」というスローガンにも通じるラディカルさがあり、理論としてのフェミニズムの強みが、私的な関係を突破口として社会全体の構造的矛盾を暴くという独自の的方法論にあることを再認識させてくれる。

最後にみた「知識」についての議論では、女性がみずからの経験をもとに知り、考え、論じることの重要性が強調されていたが、そこで特徴的なのが、女性にふさわしいものとして用意された知識に満足するのではなく、より野心的に、いまだ人びとが到達していない次元の深い知識を逆境のなかで勝ち取ることを、女性に求めた点であった。もちろん女性が知識を得るには、ウルストンクラフトが示したような、苦しみの経験を梃子にしたストイックな方法のほかにも、さまざまなスタイルがありうる。すべての知識を自力で得るというのも非現実的だろうし、楽しみながら知識を得るという方法があってもよいかもしれない。だが、いずれにせよ忘れるべきではないのは、知そのものが、古代からじつに長い年月にわたって、男性を中心に成り立ってきたという事実だろう。過度に男女の敵対性を煽るべきではないとはいえ、ウルストンクラフトの議論の底流をなしている、男性中心の知のあり方にたいする根本的な懐疑は、現代のフェミニズムが今後も容易に手放してはならない遺産のひとつであるように思われる。

現代の世界を見渡すと、リベラル・フェミニズムが求めてきた制度的な男女平等は、すで実現されたかのようにみえながら、いまだにされていない部分があり、その意味で、リベラル・フェミニズムは依然として現代的な意義を失ったとはいえない。しかし、さらにそれより古い時代の思想的系譜を引き継いだウルストンクラフトの主張にも、また別のかたちで現代のフェミニズムにとって有意義な論点や指摘があるというのが、本論文で示そうとしたことである。

付記 本論文は、2018年10月1日に開催されたお茶の水女子大学ジェンダー研究所セミナー「ブリテンにおける「リベラル・フェミニズム」再考」で行った報告「ウルストンクラフトのフェミニズム」をもとに、その内容を一部書き改めたものである。準備段階からお世話になった板井広明氏をはじめ、同じく報告者であった土方直史氏、山尾忠弘氏、船木恵子氏、コメンテーターであった後藤浩子氏、小沢佳史氏、また、お茶の水女子大学ジェンダー研究所の関係者の方々にお礼を申し上げる。

注

- 1) たとえば、水田珠枝は『女性の権利の擁護』の研究をはじめたころを振り返って、「論理的な整理がもう少ししっかりしていないと、これだけを使って論文を書くわけにはいかないと考えるようになった」と述べている。水田珠枝「政治思想史とフェミニズム」『社会科学論集』（名古屋経済

大学) 第70号(2005年), 10頁。一般に, 学問世界へのアクセスの機会が乏しい女性思想家の場合, 「体系性」「論理性」「客観性」といった観点からそのテキストを価値づけるのが難しいことが多い。本論文は, こうしたテキストをどう扱ったらよいのか, という思想史上の問題にたいする取り組みのひとつでもある。

- 2) タレイラン報告では, 女性を統治から排除することを「抽象的な原理では説明不可能にみえる政治現象」だとしつつも, それが「男女にとって共通の幸福を増大させるための手段」であれば, あらゆる社会が認めるべき法であるとしていた。 *Rapport sur l'instruction publique, fait au nom du Comité de constitution* (1791).
- 3) 「私は今日, 原稿の最後の一枚を印刷所に渡すことになっています。でも, この主題にたいして正当な取り扱いをすることができなかったのも, 私は自分自身にたいして不満です。」 Letter from Mary Wollstonecraft to William Roscoe, Store Street, January 3, 1792, in Janet Todd (ed.), *The Collected Letters of Mary Wollstonecraft*, Allen Lane, 2003, pp.193-194.
- 4) たとえば, Lena Halladenius, *Mary Wollstonecraft and Feminist Republicanism: Independence, Rights and the Experience of Unfreedom*, Pickering & Chatto, 2015; Susan James, 'Mary Wollstonecraft's Conception of Rights', in Sandrine Bergès and Alan Coffee (eds.), *The Social and Political Philosophy of Mary Wollstonecraft*, Oxford University Press, 2016. なお, これらの研究にみられるように, 近年では歴史学や文学よりも, 哲学や政治思想の領域で, ウルストンクラフトの思想を一定の整合性のあるものとして解釈しようとする研究がさかんである。これは, 従来から女性思想家を扱うことが少なかった哲学や政治思想史の分野におけるジェンダーバランスの是正という課題が, より明確に意識化されてきたこととも関わっているようである。たとえば次の大著は, こうした課題を意識して編まれている。Sandrine Bergès, Eileen Hunt Botting, and Alan Coffee (eds.), *The Wollstonecraftian Mind*, Routledge, 2018.
- 5) 私はかつて, ウルストンクラフトが問題にしていた「女性」とは誰か, 「女性の権利」とは何か, またその権利はどう「擁護」されたのか, という三つのいくぶん外在的な問いから出発して, 彼女の思想内容に迫ってみたことがあるが, 本論文は, それとはややアプローチを異にした, より内在的な解釈の試みということになる。梅垣千尋『女性の権利を擁護する——メアリ・ウルストンクラフトの挑戦』白澤社, 2011年。
- 6) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, in Janet Todd and Marilyn Butler (eds.), *The Works of Mary Wollstonecraft*, William Pickering, 1989, vol.5, p.81. (白井堯子訳『女性の権利の擁護』未来社, 1980年, 31頁。)
- 7) Ibid., p.81. (同訳書, 31頁。)
- 8) Ibid., p.132. (同訳書, 122頁。)
- 9) Ibid., p.215. (同訳書, 275頁。)
- 10) ウルストンクラフトが打算的な結婚を「合法的な売春 (legal prostitution)」と呼んだことはよく知られている (Ibid., pp.129, 218. (同訳書, 117, 280頁))。だが, 彼女は同時に「結婚を, ほとんどすべての社会的な徳の基礎としてきわめて大事なものだとなにに考えている」と述べており (Ibid., p.140. (同訳書, 136頁)), その理想とする家族像には, 「リパブリカン・マザーフッド」と呼ばれる共和主義的な母親イメージが色濃く投影されている。たとえば, Ibid., pp.213, 216. (同訳書, 271, 276頁。)
- 11) Ibid., pp.172-173. (同訳書, 199-200頁。) なお, 『女性の権利の擁護』では, 私生活での義務を果たすことが公的生活の義務を果たすための準備になるとして, 早婚から「もっとも有益な身体的および道徳的効果が生まれる」としている (Ibid., p.240. (同訳書, 316-317頁))。しかし, それ以

前に書かれた『娘たちの教育についての考え』（1788年）では、女性が適切な結婚相手を見極めるのに十分な判断力を身につける以前の結婚は、精神の成熟を妨げるという意味で、早婚は「改善を停止させるもの」とであると断言していた。Mary Wollstonecraft, *Thoughts on the Education of Daughters*, in Janet Todd and Marilyn Butler (eds.), *The Works of Mary Wollstonecraft*, vol.4, p.31.

- 12) ウルストンクラフトのフェミニズムがもつ宗教的側面については、次のものを参照。バーバラ・テイラー「神の愛のために——ウルストンクラフトのフェミニズムにおける宗教と性愛から生じる想像力」アイリーン・J・ヨー編、永井義雄・梅垣千尋訳『フェミニズムの古典と現代——甦るウルストンクラフト』現代思潮新社、2002年；Barbara Taylor, *Mary Wollstonecraft and the Feminist Imagination*, Cambridge University Press, 2003.
- 13) エリザベス・ソーソン（山川仁訳）「ケンブリッジ・プラトン主義者と理性の概念」『人間存在論』（京都大学大学院人間・環境学研究科）23巻（2017年）。
- 14) 私もかつて『女性の権利の擁護』と理性的非国教徒の関係について論じたことがある。梅垣千尋「『女性の権利の擁護』と18世紀末イングランドの理性的非国教徒」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』23号（2003年）。
- 15) Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, pp.104, 120, 190.（白井訳、72, 100, 231頁。）
- 16) ウルストンクラフトの信仰について、夫のゴドウィン伝記のなかで、「彼女の心にとって、神は偉大で賢明で気高いことはもちろん、優しく寛大で親切なものとして描かれていた。実際に、若いころにはほとんど宗教教育を受けなかったの、彼女の宗教はいわばまったく自分自身の創造物である」と述べている。もちろん、プライスをはじめとする理性的非国教徒からの影響は大きかったが、ゴドウィンも指摘しているように、彼女が既存の一宗派の信者になったということではなかった。William Godwin, *A Memoir of the Author of a Vindication of the Rights of Woman* (1798), Penguin, 1987, p.215.（白井厚・白井堯子訳『メアリ・ウルストンクラフトの思い出——女性解放思想の先駆者』未来社、1970年、47-48頁。）
- 17) Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, p.122.（白井訳、105頁。）
- 18) Ibid., pp.83-84.（同訳書、34-35頁。）
- 19) Ibid., p.255.（同訳書、341頁。）
- 20) Mary Wollstonecraft, *Thoughts on the Education of Daughters*, pp.41-42.
- 21) Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, p.141.（白井訳、137頁。）
- 22) たとえば、Susan Gubar, 'Feminist Misogyny: Mary Wollstonecraft and the Paradox of "It Takes One to Know One"', *Feminist Studies* 20 (1994), pp.453-473.
- 23) Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, p.206.（白井訳、259頁。）
- 24) Ibid., p.69.（同訳書、20頁。）
- 25) ウルストンクラフトは『女性の権利の擁護』の第11章で、「人間の生得の権利（the birth right of man）」を、「自分自身の理性の指示に従って行動する権利（the right of acting according to the direction of his own reason）」と言い換えている。Ibid., p.225.（同訳書、293頁。）
- 26) Ibid., p.90.（同訳書、49頁。）
- 27) Ibid., pp.76-77, 120.（同訳書、29, 100頁。）
- 28) Ibid., pp.88, 94-95.（同訳書、45, 56-57頁。）
- 29) Ibid., p.74.（同訳書、25頁。）
- 30) 研究者のあいだでも、ウルストンクラフトが考えている「徳」をどのような文脈において解釈す

べきかという問題をめぐっては、答えが一樣ではない。たとえば、Virginia Sapiro, *A Vindication of Political Virtue: The Political Theory of Mary Wollstonecraft*, The University of Chicago Press, 1992は、共和主義の文脈でとらえているが、Sandrine Bergès, *The Routledge Guidebook to Wollstonecraft's A Vindication of the Rights of Woman*, Routledge, 2013は、アリストテレスの「中庸」説との関わりで解釈している。

- 31) Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, pp.192-193. (白井訳, 236-237頁。)
- 32) Ibid., p.66. (同訳書, 15頁。)
- 33) Ibid., p.194. (同訳書, 239頁。) なお、ウルストンクラフトは女性が売春婦に転落せざるをえなくなる理由として、十分な教育を受けておらず純真であるがゆえに騙されやすいこと、それ以外に経済的自立の道が残されていないことのほかに、純潔を守ることこそが女性の名誉であるとする世の通説の影響力をあげている。Ibid., p.140. (同訳書, 136頁。)
- 34) Ibid., pp.194-195. (同訳書, 240-241頁。)
- 35) Ibid., p.134. (同訳書, 125頁。)
- 36) Ibid., pp.141-142. (同訳書, 137-138頁。)
- 37) 『女性の権利の擁護』では、「人を喜ばせる (pleasing)」存在として女性を賛美する言説にたいして何度も抗議が繰り返されている。ただし、ウルストンクラフトは女性がつねに男性にたいして「快楽を与える」側に置かれると考えていたわけではない。女性が男性からその弱さや美を褒めそやされて悦に入っている状態や、打算的な結婚によって妻という安楽な地位を獲得することにたいしても、彼女は「快楽」の追求という言葉を用いている。Ibid., pp.124, 129. (同訳書, 109, 117頁。)
- 38) Ibid., pp.141-142. (同訳書, 138頁。)
- 39) 『女性の権利の擁護』でウルストンクラフトは、「徳の達成」を「存在の大目的 (the grand end of existence)」と言い換えている。Ibid., p.172. (同訳書, 198頁。)
- 40) Ibid., p.66. (同訳書, 15頁。)
- 41) Ibid., p.211. (同訳書, 269頁。)
- 42) このパラダイムについては、もちろんポーコックにはじまる研究を念頭に置いている。関連する参考文献は数限りないが、ひとまず、J・G・A・ポーコック、田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキャヴェリアン・モーメント——フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』名古屋大学出版会、2008年をあげておく。
- 43) Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, p.216. (白井訳, 277頁。)
- 44) Ibid., p.68. (同訳書, 18頁。)
- 45) Ibid., pp.68, 211-212. (同訳書, 19-20, 269頁。)
- 46) Ibid., p.247. (同訳書, 327頁。)
- 47) Ibid., pp.68, 215. (同訳書, 19, 274頁。)
- 48) Ibid., p.245. (同訳書, 324頁。)
- 49) Ibid., p.108. (同訳書, 80頁。)
- 50) Ibid., pp.237, 239-240, 245. (同訳書, 311, 315-317, 324頁。)
- 51) Ibid., pp.88, 241. (同訳書, 45, 318頁。)
- 52) Ibid., pp.257-258. (同訳書, 345頁。)
- 53) Ibid., pp.192-193. (同訳書, 237頁。)
- 54) Ibid., p.123. (同訳書, 108頁。) ウルストンクラフトは別のところで、「概念を普遍化する力」が女性の能力を超えている、というルソーの言葉を引用している。Ibid., p.108 (同訳書, 81頁。)

- 55) Wollstonecraft, *Thoughts on the Education of Daughters*, p.36.
- 56) Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, p.124. (白井訳, 109頁。)
- 57) Ibid., pp.181-182. (同訳書, 215頁。)
- 58) Ibid., p.177. (同訳書, 208-209頁。)
- 59) Ibid., p.187. (同訳書, 225頁。)
- 60) Ibid., p.248. (同訳書, 328頁。)
- 61) Ibid., pp.218-219. (同訳書, 280頁。)
- 62) ウルストンクラフトが展開した個々の男性思想家にたいする批判の内容について, 詳しくは, 梅垣, 前掲書, 第2章を参照。

The Feminist Thought of Mary Wollstonecraft: Reason, Virtue and Knowledge

UMEGAKI Chihiro

In the first chapter of *A Vindication of the Rights of Woman*, Mary Wollstonecraft wrote, ‘in the present state of society, it appears necessary to go back to first principles in search of the most simple truths’, and after some consideration, concluded that ‘the perfection of our nature and capability of happiness, must be estimated by the degree of reason, virtue, and knowledge, that distinguish the individual, and direct the laws which bind society’.

In this article, I examine the mutually interdependent trio of ‘reason, virtue, and knowledge’ as the most basic concept underlying Wollstonecraft’s feminist philosophy. Each element of the trio is highly dependent on the intellectual context of eighteenth century Britain, and therefore her argument might look obsolete in today’s complicated world. But in conclusion, I argue that in her exploration of these elements, we can still find some relevance to contemporary feminist concerns.

Keywords: Mary Wollstonecraft, feminism, reason, virtue, knowledge
